

卸売市場の機能を一層有効に発揮できる制度の創設について

【担当省庁】農林水産省

地方卸売市場について、国では、物流拠点としての機能強化に加え、パッケージ包装や加工処理施設の整備など、卸売市場の機能の充実強化に支援をされている。

今後、更なる生産者の所得向上や多様な消費者ニーズへ対応するため、卸売市場を中心とした食のサプライチェーン確立に向け、企業と連携した商品開発や食文化の発信、人材交流拠点等の整備について支援制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

■京都府南部総合地方卸売市場（京都府宇治市）

- 昭和52年の開場以来、都市人口の増加や交通・通信網の発達を背景に、府南部の青果物や花きの拠点市場として中核的な役割を担っており、府内地方卸売市場では最も取扱高（平成29年度：18億円）が高く、京都市中央卸売市場に次ぐ重要な市場
- 平成22年からは、開かれた市場を目指し、新鮮で安全な野菜などを求める消費者のため、市場一般開放を年2回実施（春・秋）

○ 問題点及び対応方向

- 開場から40年以上が経過し、施設全体が老朽化
→「市場機能の強化」として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（食品流通の合理化）を活用し、広域流通拠点として、貯蔵保管施設の低温化や加工処理機能を充実（平成28-29年度、事業費：5.5億円 うち国費1.6億円）
- 卸売市場の機能の更なる有効活用に資する加工食品の製造や食文化の発信などに対して、消費地近隣地という強みが十分に発揮できていない。
→「食」をテーマに、企業と連携した商品開発や食文化の発信、人材交流等に取り組む拠点施設を検討・整備（令和元年度～）

参考 京都府内の卸売市場（平成31年4月現在）

- 中央卸売市場 2市場〔青果1、畜産1〕
- 地方卸売市場 16市場〔総合1、青果8、花き2、水産5〕
- その他卸売市場（規模未満市場） 2市場〔青果2〕

京都府の担当課

農林水産部 流通・ブランド戦略課（075-414-4964）

【国の事業等】

■卸売市場法（一部改正）（平成30年6月22日公布、令和2年6月21日施行）

- 加工食品や外食需要の拡大、通信販売、産地直売等の食品流通の多様化の進展等に対応し、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの適切な対応を図るため、卸売市場について、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、食品流通全体について、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化などの流通の合理化と、その取引の適正化を推進

■卸売市場に関する基本方針（令和2年6月21日運用開始）

- 卸売市場の業務の運営に関する事項、施設に関する事項、その他重要事項について、卸売市場法第3条に基づき農林水産大臣が策定
- このうち、施設に関する事項において、卸売市場における以下のような事業展開が期待されている。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方

（5）関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、（中略）、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

■強い農業・担い手づくり総合支援交付金（食品流通拠点施設整備）【農林水産省】

○卸売市場施設整備

- 卸売市場に求められる機能を高度化するための卸売市場施設の整備を支援（取組メニュー） 品質・衛生管理高度化、物流効率化、輸出促進対応 等

○共同物流拠点施設整備

- 共同配送等による効率化の取組を推進するために必要なストックポイント等の物流拠点施設の整備を支援

※現在、「卸売市場に関する基本方針」で期待されている関連施設の整備等は支援の対象外